

# 第三次知名町行財政改革大綱



平成18年 3月

知 名 町

## 目 次

<b>章</b>	<b>行財政改革大綱基本方針</b>	<b>1</b>
<b>章</b>	<b>行政改革</b>	<b>3</b>
1	行政改革の基本的な考え方	3
2	組織機構の見直し	3
3	事務事業の見直し	3
4	定員及び給与の適正化	4
5	人材の育成・確保	4
6	行政サービスの向上	5
7	公正の確保と透明性の向上	5
8	行政評価システムの導入	5
9	補助団体・事業（イベント）等の自主的運営	5
10	情報化・O A化の推進	6
11	公営企業等の経営の健全化	6
12	第3セクター等の見直し	6
<b>章</b>	<b>財政改革</b>	<b>7</b>
1	財政改革の基本的な考え方	7
2	自主財源の確保	7
3	経費の節減	8
4	財産の管理及び有効活用	8
<b>章</b>	<b>住民参加の促進</b>	<b>9</b>
1	住民参加の基本的な考え方	9
2	住民が主役のまちづくり	9
<b>章</b>	<b>むすび</b>	<b>10</b>
1	持続的な町勢発展	10
2	今後の取組方針	10
3	実施計画の進行管理	10

## 第三次行財政改革大綱

### Ⅰ章 行財政改革大綱基本方針

本町においては、平成 11 年 7 月に「第二次行政改革大綱」を改定し、事務事業・組織機構の見直し、給与・定員の適正化などを推進し、町民の多様なニーズに即応しつつ、「人間・資源・財源」の活用をもとに、活力に満ちた魅力ある地域社会を築くために行政改革に積極的に取り組んできたところであります。

国においては、経済の停滞や厳しい財政状況下、「国から地方へ」、「官から民へ」という方針のもと、地方分権の進展による三位一体の改革、市町村の合併の推進など大きな構造改革を進め行財政のスリム化を強力に推進しております。

また、鹿児島県においても、財政状況は依然として厳しい状況にあり、大型公共事業による県債の増嵩や税収の伸びが鈍化している一方で、地方交付税等が大幅に削減されるとともに、市町村合併への支援、地方分権の推進、少子・高齢化への対応などによる新しい財政需要が増大している。平成 15 年度の「財政改革プログラム」の改定に続き、平成 16 年 12 月には人件費、普通建設事業費、一般政策費の大幅削減を盛り込んだ「県政刷新大綱」の骨子を策定、さらに財政は危機的状況にあるとして「財政非常事態」を宣言するなど、持続可能な行財政構造の確立に向けて、行財政の改革を強力に推進しております。

本町においても少子化や高齢化が進み、納税人口の減少や農産物の生産価格等地元経済の低迷による税収の伸び悩みに加え、老人医療費、保健福祉サービス費など社会保障負担の増加や社会資本の整備に伴い借り入れた地方債の償還費用など義務的・固定的な経費が増加し、財政の硬直化の要因となっています。

また、国の「三位一体の改革」の進展により保育所・老人ホーム措置費

等の国庫負担金の一般財源化，地方交付税の抑制等が急速に進み，国や県の財源に大きく依存している本町の財政状況は今後一段と厳しいものが予想されます。

しかしながら，限られた財源のなかでも必要とされる行政ニーズには応えていかなければならず，これまでの行政サービスのあり方を抜本的に見直すとともに，行政の組織機構を縮小・廃止していかなければならない状況にあります。

市町村合併については引き続き新法による合併協議を進めながら，既定事業の実施は財政状況と今後の負担の可否等取捨選択に留意しつつ，緊急度，費用対効果等を考慮し実施する。

実施にあたっては行政が行うべきもの，町民に委ねるもの，町民と行政の協力体制で行うものなど，行政の関与する範囲を再検証し，行政サービス体制を再構築する必要があります。

このようなことから，行財政運営の中身を町民に分かりやすく開かれたものとし，既存の制度，組織，仕組みにとらわれることなく，町民と連携・協働して効率的かつ効果的に行政運営を行うために，行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があります。

今回の「第三次行財政改革」には「行政改革」に加え「財政改革」と「住民参加の促進」等の項目も加えるなど，新しい時代に即応した行財政改革を推進していく方策についてまとめたものであります。

併せて，行財政改革大綱に連動した平成 17 年度から平成 21 年度までの実施計画も策定し，具体的目標数値等を掲げその実効性を高めていきます。

## 章 行政改革

### 1 行政改革の基本的な考え方

地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治運営の基本原則のもと、奉仕の精神と経営感覚に立脚し、厳しい財政状況の中、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で行政運営に取り組む必要があります。

### 2 組織機構の見直し

組織機構の改善は、行財政改革の根幹をなすものであり、第四次知名町総合振興計画等との整合性、各部署の事務量、事務分掌を精査し、行財政を取り巻く環境に適応できる体制への見直しを行い組織機構のスリム化に努めます。

社会経済情勢の変化や国における省庁の再編や県の組織機構の見直しなどに伴い、その必要性が低下し、役割を終え、または設置目的が類似している委員会等については整理・統合など再編を推進します。

また、委員等については女性委員の登用や年齢層を考慮し、多様な意見が反映できるように致します。

### 3 事務事業の見直し

地方分権の推進や厳しい財政状況のもとで、多様化した住民ニーズに対応するためには、従来の既存概念から脱却し、積極的に事務事業の移管も含めた整理合理化の徹底、許可申請書類等の簡素化や押印廃止等の規制緩和の推進、また、地方自治法の改正により新しく制度化された「指定管理者制度」を活用し、効率化が図られる事務事業については、住民サービスの低下を来たすことなく民間移譲（委託）等を積極的かつ計画的に推進する

とともに、行政事務の簡素化を図るために「知名町文書取扱規程」「知名町事務決裁規程」の専決権限・事項の見直しをするなど事務事業のあり方について再構築致します。

#### 4 定員及び給与の適正化

本町の職員数は他の類似団体と比較すると多く、経常収支比率を高めるなど財政の慢性的な硬直化の要因となっています。

このため、組織機構の見直しや民営化・民間移譲（委託）等を積極的に推進し、勸奨退職制度の強化と希望退職を募るとともに、一方では計画的に新規採用を行いつつ、総数としては抑制する方向で適正化に努めます。

行財政運営については、住民の関心が高まりつつあり、その中でも特に職員の給与については町民の厳しい目が注がれております。給与制度及びその運用については適正な措置を講じるとともに、近隣市町村との均衡を保つことにも配慮した見直しを行います。

#### 5 人材の育成・確保

新たな行政需要に対応していくためには職員の意識改革、企画立案等の能力を身に付けた人材の育成・確保が強く求められております。地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力やコスト意識など経営感覚を高める研修の充実を図り、時代に即応した研修制度を確立します。

また、行政の効率化や住民サービスの高度化を図るため、国の示す「人材育成方針」を策定し、識見豊富で意欲のある職員の育成が重要となります。このためには、機能的な職場環境の確立が必要なことから人事管理制度を早急に構築致します。

併せて、国や県・他市町村との人事交流はもとより他県や民間企業等との人事交流も積極的に行い、人材の育成や職場の活性化等を図ります。

## 6 行政サービスの向上

近年情報技術のめざましい発展により事務事業の統一化・簡素化が図られてきました。今後も庁舎内はもとより出先機関等とのインフラ整備も行い、各種申請事務手続きの簡素化・迅速化等を推進し、住民の立場に立った行政サービスの向上と見直しを行います。

## 7 公正の確保と透明性の向上

「知名町行政手続条例」の目的に添い処分や、行政指導及び届出に関する手続に関し、町民の権利利益の保護に資するように努めます。また、「知名町情報公開条例」及び「知名町個人情報保護条例」の施行に伴い、全庁的な情報の一元化、業務の正確性、文書保存の適正化等についてシステムを確立し、情報公開制度の利活用の普及・啓発を図り、行政情報の積極的な公表を推進します。

## 8 行政評価システムの導入

行政の政策形成能力の向上と、行政の説明責任の徹底、効果的で効率的な行政運営を図り事業の妥当性・有効性を検証し、今後の事務事業の改善に資するために「行政評価システム」を導入します。

## 9 補助団体・事業（イベント）等の自主的運営

限られた予算や人的資源を有効に活用するなかで、元気で輝いているまちづくりに柔軟に対応していくためには、行政の行うべき領域と地域住民・各種団体が担うべき領域を明確化するとともに、行政の支援体制についても各種団体と協議・調整を行い、活動の自主的運営を積極的に推進し事務事業のスリム化を図ります。

また、所期の目的が達成されたものや事業効果や意義が薄れている事業

等については廃止するとともに、類似するイベント等については統合・再編する方向で見直しを行い、新規事業に関しては原則5年以内の終期の設定を行います。

#### 10 情報化・OA化の推進

近年地方分権の推進に伴い国・県からの事務移譲や住民ニーズの多様化等により、事務量は大幅に増加しております。このような状況下で情報通信技術を活用し、多種多様な業務の情報化を構築します。また、個人情報の適正な運用管理に取り組みます。

#### 11 公営企業等の経営の健全化

安心・安全・快適な生活環境を創造するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化・健全化に努めます。

#### 12 第3セクター等の見直し

町が出資している第3セクター等については、経営状況や必要性等を考慮し抜本的な見直しを行います。

## 章 財政改革

### 1 財政改革の基本的な考え方

経済の低迷，人口減少等による税収の伸び悩みや地方交付税制度の改革に加え地方分権，行政範囲の拡大，三位一体の改革等により地方財政を取り巻く環境も極めて厳しい状況化にあり，行財政のスリム化等が緊要な課題となっています。

特に，地方交付税，国・県補助金，地方債等の財源に依存している現状において，今後は納税意識の高揚となお一層の町税等の徴収率の向上，使用料・手数料等の定期的な見直し，分担金・負担金等の厳正な徴収など自主財源の確保に努めます。

また，経費全般についても節減合理化，公債費の縮減，財政シミュレーション，バランスシートの作成など企業の見地からも財政状況を検証し，健全な財政運営を推進致します。

### 2 自主財源の確保

自主財源に乏しい本町にとって，税，分担金，使用料等の確保は円滑な財政運営に欠かせないことであり，滞納金の累積は今後の町政運営に大きな支障を来すことになるので，現年分の確実な徴収と滞納金の徴収率の向上に努める必要があります。

町税等については，課税客体・税率の見直しや戸別徴収の強化や口座振替制度の利用促進をなお一層推進するとともに，全庁的な「徴収特別対策会議」を発足させ情報交換を密にして徴収率の向上に努めます。

また，保育料・住宅使用料・各種検診料・公民館講座受講料等の受益者負担額の見直しも図り，新たな財源確保の方策についての研究，検討を進め，自主財源の確保に努めます。

### 3 経費の節減

事務事業については、必要性や有効性等について精査し、廃止、縮小、改革、改善、重点化など方向性を明確にし、実施に取り組むこととします。

補助金や負担金等については、行政が関わる必要性や経費負担のあり方、行政効果等を精査し、廃止、縮減、終期設定、重点化を図るなど整理合理化に努めます。

普通建設事業については、厳しい財政状況のなか、地域経済に及ぼす影響等も配慮しつつ、必要な事業の選択と重点化を図りながら、事業規模全体の抑制に努めます。

事務費等の一般行政経費については、引き続きなお一層の徹底した経費の節減に努めるとともに、入札制度の徹底や契約方法の改善等により縮減を行います。

### 4 財産の管理及び有効活用

財産台帳の整備を推進するとともに、町有財産の適正な管理・運用を図るために「財産管理対策室(仮称)」を設置し、財産の管理を徹底します。

また、町有財産で未利用地や遊休地等は、計画的・積極的に処分を行うとともに、その他の財産についても、今後の利用計画や町有財産としての公益性を十分に勘案し、駐車場・資機材置場など短期貸付等による一層の有効活用を図ります。併せて、未利用施設等についても同様な考えで推進致します。

建て替えの必要な施設等については、施設の統廃合を積極的に推進し、多機能的複合施設の整備に努めます。

町有財産の適正な賃貸料の見直しを図り自主財源の確保に努めます。

## 章 住民参加の促進

### 1 住民参加の基本的な考え方

国においては、地方の自立に向けて三位一体の改革や各種の構造改革等が推進されており、地方公共団体の果たすべき役割は今後ますます重要になってきております。このような状況下でのまちづくりは、自己決定・自己責任・自立自興の精神のもと、「人間・資源・財源」を活かし、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画していく必要があります。

### 2 住民が主役のまちづくり

まちづくりに参画しやすい環境の整備が必要なことから、まちづくり懇話会の開催、NPO法人、ボランティア団体等の設立育成を支援するとともに、沖洲会等とのネットワーク強化に努め、まちづくりに幅広い意見を反映させます。

また、各種施策の企画・立案・実施等についても青壮年層や女性等町民の参画をさらに促すとともに、行政からの一方的な情報の提供でなく、町ホームページ（知名町フローラルネット）などメディアの活用も含め、まちづくりへの提案等ができる相互情報交換手段の整備を促進し、住民が主役のまちづくりに努めます。

## 章 むすび

### 1 持続的な町勢発展

今次の行財政改革による職員定数の削減，経費の縮減等による効果は，農業の更なる振興，I T，福祉関連等新しい時代における企業創出に波及・発展されるものとし，そのための施策は，町総合振興計画等に明確に位置づけるなど，持続的な町勢発展の方向性を示すものと致します。

### 2 今後の取組方針

改革の内容・進行状況などについては住民に公表し，住民との合意形成を図りながら，行財政改革を強力に推進します。改革・改善項目等については，常に新たな視点から絶えず見直し，追加・修正等を行い，弾力的な対応を図るものとします。

### 3 実施計画の進行管理

行財政改革の推進にあたり，行財政改革推進本部において進捗・進行状況等の管理・検証を行います。併せて，行財政改革推進委員会・行財政改革プロジェクト会議において定期的に評価を行い，改革・改善項目等については適宜見直しをすることによって行財政改革の実効性を高めます。